

【参考資料2】

児童発達支援管理責任者の実務経験年数

業務の範囲		業務内容		実務経験年数
障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援業務 ※1	1	ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	ア～カに該当する期間が5年以上（従事した日が900日以上）かつキの期間を除いた期間が3年以上（従事した日が540日以上）
			イ 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる事業の従業者	
			ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者	
			エ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
			オ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）その他これらに準ずる機関の従業者	
			カ 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者 a 社会福祉主事任用資格を有する者 b 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者） c 4に掲げる資格を有する者 d アからオまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者	
			キ 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者	
	直接支援業務 ※2	2	ク 障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者	ク～シに該当する期間が8年以上（従事した日が1,440日以上）かつスの期間を除いた期間が3年以上（従事した日が540日以上）
			ケ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住宅型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者	
			コ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
			サ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設の従業者	
			シ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）その他これらに準ずる機関の従業者	
			ス 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設の従業者	

	有資格者	3	上記2「直接支援業務」に従事している方で次の(1)～(5)に該当する者 (1)社会福祉主事任用資格者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 (3)児童指導員任用資格者 (4)保育士 (5)精神障害者社会復帰指導員 (※資格取得以前の年数に含めて可)	上記2ク～シに該当する期間が5年以上（従事した日が900日以上）かつその期間を除いた期間が3年以上（従事した日が540日以上）
		4	次の国家資格等による業務に5年以上従事している者 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	上記1から2までの期間から、上記1のキの期間及び上記2のスの期間を除いた期間が3年以上（従事した日が540日以上）

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等 (H24. 3. 30 厚生労働省告示第230号)

※1 相談支援業務とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務のことを言う。

※2 直接支援業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務のことを言う。